

埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金実施要綱

(目的)

第1条 県は、多子世帯における経済的負担の軽減を図り、少子化の改善の一助とするため、保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料の無償化を行う市町村に対し、毎年度の予算の範囲内において埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保育所等」とは、次の各号に掲げるいずれかをいう。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園で子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に定める市町村長の確認を受けたもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がなされたものを除く。）で法第27条第1項に定める市町村長の確認を受けたもの

(3) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

2 この要綱において、「多子世帯」とは、原則として、3人以上の子供が同居している世帯をいう。

3 この要綱において、「対象児童」とは、次の各号に掲げるすべてを満たす者とする。

(1) 保育所等を利用している児童

(2) 多子世帯の子供のうち、第3子以降に該当する子供

(3) 保育が行われた年度の初日の前日において満三歳に達していない児童

(4) 法第20条第3項により市町村から法第19条第1項第3号の認定を受け法第27条第1項に定める特定教育・保育を受けた児童

ただし市町村から法第19条第1項第3号の認定を受けた後、利用調整により特定教育・保育を受けられなかった期間中又は保育が行われた年度内に満三歳に達し、法第19条第1項第2号の認定を受けた以後の最初の3月31日までの間に法第27条第1項に定める特定教育・保育を受けた児童を含む

(5) 法第20条第3項により市町村から法第19条第1項第3号の認定を受け、法第29条第1項に定める特定地域型保育を受けた児童

ただし市町村から法第19条第1項第3号の認定を受けた後、利用調整により特定地域型保育を受けられなかった期間中又は保育が行われた年度内に満三歳に達し、法第19条第1項第2号の認定を受けた以後の最初の3月31日までの間に法第29条第1項に定める特定地域型保育を受けた児童を含む

4 この要綱において、「保育料」とは、次に掲げるいずれかの額とする。

(1) 法第27条第3項第2号、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第13条及び第14条に規定する市町村が定める額

(2) 法第29条第3項第2号、施行令第13条及び第14条に規定する市町村が

定める額

(3) 法附則第6条第4項に規定する市町村長が定める額

(事業内容)

第4条 市町村は、第1条の趣旨に基づき、対象児童の保育料を免除するものとする。

(県の助成)

第5条 知事は、市町村が前条に定める事業を実施する場合に、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

1 この実施要綱は、平成27年6月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

1 この実施要綱は、平成28年10月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

1 この実施要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

1 この実施要綱は、令和5年10月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。